

自分のやりたい夢をつかもう！！

創業支援セミナー

中津市で開催決定!!

中津市内において「お店を持ちたい!」「会社を立ち上げたい!」「立ち上げた会社を軌道に乗せたい!」という夢・想いのある方。そんな想いはあっても、ビジネスを始めるまでには乗り越えなくてはならない多くの壁があり、どこから手をつけてよいのか分からないという方や、実際に創業しても準備不足から短期で事業を辞めていく方も少なくありません。

そういった夢・想いを現実のものにするため、中津市では「創業支援セミナー」を開催いたします。

◆対象者：創業予定の方、創業して間もない方

◆会場：新博多町交流センター

◆受講料：無料

◆定員：20名（先着順）

当講座は、中津市創業支援事業計画における「特定創業支援事業」として位置づけられており、受講者は創業時の優遇支援を受けることが可能です。（詳しくは裏面に）

No.	開催日	開催時間	テーマ・内容
1	平成27年9月10日(木)	19:00~21:00	ビジネスを始めるには(創業の心構え)
2	平成27年9月17日(木)	19:00~21:00	マーケティング戦略について
3	平成27年9月24日(木)	19:00~21:00	創業に必要な金融知識・資金計画
4	平成27年10月8日(木)	19:00~21:00	ビジネスプランの作成・発表

◆お問合せ・申込み先

中津市役所 商工観光部 商工振興課 商工振興係

電話：代表(0979)22-1111(内線394) FAX：(0979)24-4020

E-mail：syoukou@city.nakatsu.lg.jp

※お申込み方法

申込書を中津市役所商工振興課に提出してください（FAX/E-mail可）。

主催：中津市、おおいたスタートアップセンター

協力：中津商工会議所、中津市しもぎ商工会、大分銀行、大分県信用組合、大分みらい信用金庫、豊和銀行

創業支援セミナー申込書

中津市商工振興課 商工振興係 へて FAX:(0979)24-4020

フリガナ		創業予定・希望業種	希望する受講No.に○を付けてください
お名前		()業	1・2・3・4・全
ご住所			
電話番号		E-mail	

今回ご記入いただいた個人情報については、本セミナー以外では使用いたしません。

特定創業支援事業を受けた方には は様々なメリットがあります!!

「特定創業支援事業」とは？

「経営」「財務」「販路拡大」「人材育成」の4つの知識を全て習得できるよう設定された、継続して受ける創業支援（起業サポート）です。

本創業セミナーを4回全て受講していただくと、基本的には4つの知識を全て習得できるため、特定創業支援事業を受けた者として市が認定し、希望者には証明書の発行をいたします。

■特定創業支援事業を受けたことを認定された方には、こんなメリットが！

- ①創業前の方が株式会社を設立する際の登録免許税が軽減されます！
資本金の0.7%⇒0.35% 最低税額 15万円⇒7.5万円
- ②無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が拡充されます！
創業関連保証枠 1,000万円⇒1,500万円
- ③創業関連保証の特例が事業開始6か月前から利用可能になります！
通常は創業2か月前から可能⇒事業開始6か月前から可能
- ④日本政策金融公庫の新創業融資制度の要件が緩和されます！

(注) ①、③は創業前の方のみが対象となります。既に個人事業を開始されている方が法人設立の際には対象とはなりません。

■メリットを受けるためには

上記メリットを受ける場合には、特定創業支援事業を受けたことについて、中津市長の証明が必要となります。証明を受けたい方は、所定の申請書を市に提出してください。市は内容を確認のうえ、証明書を発行いたします。

**※本創業セミナーへの参加は、
希望の回のみでも受講できます。**

※特定創業支援事業受講の認定にはなりませんが、希望するセミナーへの受講は可能です。
ご希望の方は事前にご連絡いただくか、申込書にその旨をご記載ください。